13　シアリルＬｅˣ－ｉ抗原（ＳＬＸ）　140点
14　神経特異エノラーゼ（ＮＳＥ）　142点
15　ＳPan－１　144点
16　ＣＡ72－４、シアリルTn抗原（ＳＴＮ）　146点
17　塩基性フェトプロテイン（ＢＦＰ）、遊離型ＰＳＡ比（ＰＳＡ　Ｆ／Ｔ比）　150点
18　シアリルＬｅˣ抗原（ＣＳＬＥＸ）　152点
19　サイトケラチン19フラグメント（シフラ）　154点
20　ＢＣＡ225　158点
21　サイトケラチン８・18（尿）　160点
22　抗ｐ53抗体　163点
23　Ⅰ型コラーゲン－Ｃ－テロペプチド（ＩＣＴＰ）　170点
24　ガストリン放出ペプチド前駆体（ＰｒｏＧＲＰ）　175点
25　ＣＡ54／61　184点
26　α－フェトプロテインレクチン分画（ＡＦＰ－Ｌ３％）　185点
27　γ－セミノプロテイン（γ－Ｓｍ）　187点
28　ＣＡ602、組織因子経路インヒビター２（ＴＦＰＩ２）　190点
29　ヒト精巣上体蛋白４（ＨＥ４）　200点
30　可溶性メソテリン関連ペプチド　220点
31　Ｓ２，３ＰＳＡ％　248点
32　プロステートヘルスインデックス（phi）　281点
33　癌胎児性抗原（ＣＥＡ）定性（乳頭分泌液）、癌胎児性抗原（ＣＥＡ）半定量（乳頭分泌液）　305点
34　ＨＥＲ２蛋白　320点
35　アポリポ蛋白Ａ２（ＡＰＯＡ２）アイソフォーム　335点
36　可溶性インターロイキン－２レセプター（ｓＩＬ－２Ｒ）　438点

注１　診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、１回に限り算定する。ただし、区分番号Ｂ００１の３に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している患者については算定しない。

２　患者から１回に採取した血液等を用いて本区分の２から36までに掲げる検査を２項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ　２項目　230点
ロ　３項目　290点
ハ　４項目以上　385点

Ｄ０１０　特殊分析

1　糖分析（尿）　38点
2　結石分析　117点
3　チロシン　200点
4　アミノ酸
イ　１種類につき　279点
ロ　５種類以上　1,074点
5　総分岐鎖アミノ酸／チロシンモル比（ＢＴＲ）　283点
6　アミノ酸定性　350点
7　脂肪酸分画　389点
8　先天性代謝異常症検査
イ　尿中有機酸分析　1,141点
ロ　血中極長鎖脂肪酸　1,141点
ハ　タンデムマス分析　1,074点
ニ　その他　1,074点

注１　イ、ロ及びハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、患者１人につき月１回に限り算定する。

２　ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関内で検査を行った場合に、患者１人につき月１回に限り算定する。

（免疫学的検査）

Ｄ０１１　免疫血液学的検査

1　ＡＢＯ血液型、Ｒｈ（Ｄ）血液型　39点
2　Ｃｏｏｍｂｓ試験
イ　直接　34点
ロ　間接　47点
3　Ｒｈ（その他の因子）血液型　163点
4　不規則抗体　174点

注　第10部手術第７款の各区分に掲げる胸部手術、同部第８款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第９款の各区分に掲げる腹部手術又は同部第11款の各区分に掲げる性器手術のうち区分番号Ｋ８９８に掲げる帝王切開術等を行った場合に算定する。

5　ＡＢＯ血液型関連糖転移酵素活性　176点
6　血小板関連ＩｇＧ（ＰＡ－ＩｇＧ）　190点
7　ＡＢＯ血液型亜型　260点
8　抗血小板抗体　261点
9　血小板第４因子－ヘパリン複合体抗体（ＩｇＧ抗体）　376点
10　血小板第４因子－ヘパリン複合体抗体（ＩｇＧ、ＩｇＭ及びＩｇＡ抗体）　390点
11　血小板第４因子－ヘパリン複合体抗体定性　420点

Ｄ０１２　感染症免疫学的検査

1　梅毒血清反応（ＳＴＳ）定性、抗ストレプトリジンＯ（ＡＳＯ）定性、抗ストレプトリジンＯ（ＡＳＯ）半定量、抗ストレプトリジンＯ（ＡＳＯ）定量　15点
2　トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量　26点
3　抗ストレプトキナーゼ（ＡＳＫ）定性、抗ストレプトキナーゼ（ＡＳＫ）半定量　29点
4　梅毒トレポネーマ抗体定性、マイコプラズマ抗体定性、マイコプラズマ抗体半定量　32点
5　梅毒血清反応（ＳＴＳ）半定量、梅毒血清反応（ＳＴＳ）定量　34点
6　梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量　53点
7　アデノウイルス抗原定性（糞便）、迅速ウレアーゼ試験定性　60点
8　ロタウイルス抗原定性（糞便）、ロタウイルス抗原定量（糞便）　65点
9　ヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量、クラミドフィラ・ニューモニエＩｇＧ抗体　70点
10　クラミドフィラ・ニューモニエＩｇＡ抗体　75点
11　ウイルス抗体価（定性・半定量・定量）（１項目当たり）　79点

注　同一検体についてウイルス抗体価（定性・半定量・定量）の測定を行った場合は、８項目を限度として算定する。

12　ヘリコバクター・ピロリ抗体、百日咳菌抗体定性、百日咳菌抗体半定量　80点
13　ＨＴＬＶ－Ⅰ抗体定性、ＨＴＬＶ－Ⅰ抗体半定量　85点
14　トキソプラズマ抗体　93点
15　トキソプラズマＩｇＭ抗体、クロストリジオイデス・ディフィシル抗原定性95点
16　ＨＩＶ－１，２抗体定性、ＨＩＶ－１，２抗体半定量、ＨＩＶ－１，２抗原・抗体同時測定定性　109点
17　ＨＩＶ－１抗体　113点
18　Ａ群β溶連菌迅速試験定性　121点